

# 「高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務委託」に関する提案公募要領

高松市国保・高齢者医療課 国保給付係

## 1 実施目的

柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務を効率的・効果的に実施することにより、療養費の適正化を図ります。

なお、提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行います。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務

### (2) 業務内容

別紙「高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 提案上限額

3, 260, 000円（消費税及び地方消費税の額（外税）を含む。）

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とします。

(1) 応募事業者は法人であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て又は申し立てがなされていない者、及びこれらの手続中でない者等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加申込書の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

(6) プライバシーマーク又はISO27001/ISMSを取得しており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保していること。

(7) WEB（Webex又はZoom）によるヒアリングが実施可能であること。

#### 4 提案公募に係るスケジュール

内容	日時
本プロポーザルの公告	令和6年4月19日（金）
提案公募要領等の配布期限	令和6年4月30日（火）午後5時まで
参加申込書等の提出期限	
提案公募に対する質問書提出期限	令和6年5月2日（木）午後5時まで
提案書等の提出期限	令和6年5月16日（木）午後5時まで
審査の実施	令和6年5月21日（火）予定
受託候補者の決定及び通知	令和6年5月24日（金）予定

#### 5 提案公募資料の交付

##### (1) 資料名

- ア 提案公募要領（本書）
- イ 高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務委託仕様書
- ウ 高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務に関する選定基準
- エ 参加申込書（様式第1号）
- オ 事業者概要書（様式第2号）
- カ 質問書（様式第3号）
- キ 見積書（様式第4号）

##### (2) 配布方法

高松市健康福祉局国保・高齢者医療課窓口での交付、若しくはホームページ上からのダウンロードによります。

#### 6 提案公募参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

提案しようとする者は、提出書類の提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（様式第2号）

※登記事項証明及び法人定款等を添付すること。

- ウ 国・都道府県・市区町村税の滞納がないということが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、提出日から1か月以内に発行されたものに限り可。）

※都道府県・市区町村税の納税義務が複数ある場合は、香川県内のみで可。

香川県内に納税義務がない場合は、本社の所在地のもので可。

##### (2) 提出部数

1部

##### (3) 参加申込書等の提出方法、提出先

ア 提出方法：持参又は郵送等（配達記録が残る方法に限ります。）

イ 提出先：高松市健康福祉局国保・高齢者医療課国保給付係（担当：古川・宮崎）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL（087）839-2311、FAX（087）839-2314

E-mail kokuho@city.takamatsu.lg.jp

ウ 提出期限：令和6年4月30日（火）午後5時まで

※郵送等の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

（4）参加申込書の提出後の辞退について

参加申込書提出後の辞退については、辞退届（様式任意）を作成し、速やかに本市へ提出してください。

7 質問の受付及び回答

（1）本提案公募に関する質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可能とします。

（2）質問書の提出先、提出期限

ア 提出先：6（3）イと同じ。

イ 提出期限：令和6年5月2日（木）午後5時まで

（3）質問に対する回答

回答は、その都度、質問者にFAX又は電子メールにて行います。

なお、質問と回答の内容に関しては、高松市国保・高齢者医療課にて閲覧に供するとともに、国保・高齢者医療課ホームページに掲示します。閲覧及び掲示の期間は、提案書の提出期限までとします。

（4）その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しません。また、当該回答文書は、本要領に対して、追加又は修正したものとみなします。

8 提案書等の提出

（1）提案内容

提案の内容については、「高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務委託仕様書」及び「高松市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務に関する選定基準」を参照の上、実施に当たっての考え方や手法等を提案してください。

（2）提出書類

提案書及び見積書を提出期限までに提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

（3）提出部数

ア 提案書 5部（※見積書の写しを提案書の最終ページに添付すること。）

イ 見積書 1部

（4）提案書の書式等

ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。

- イ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- エ 提案書の本文は、両面印刷とします。印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
- オ 提案書は、「10 評価の項目と観点」に記載の項目順序に沿って作成してください。
- カ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等の意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響を及ぼす可能性があります。

#### キ 見積書

様式第4号を使用し、住所、会社名、代表者名、見積年月日等を記入すること。訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること。なお、見積金額の訂正は認めません。

見積金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額（外税）とし、見積総額は、提案上限額を超えないこと。

見積金額の積算に当たっては、仕様書で示す予定数量を使用すること。

令和4年1月1日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、見積書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となります。ただし、従来通り押印がある場合は、責任者等の氏名及び連絡先の記載は必要ありません。

ク 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は、一切、認めません。

#### (5) 提案書等の提出方法等

ア 提出方法：6（3）アと同じ。

イ 提出先：6（3）イと同じ。

ウ 提出期限：令和6年5月16日（木）午後5時まで

※郵送等の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

#### 9 ヒアリングの実施

提案審査を行うため、本提案公募に参加した者に対し、ヒアリングを実施します。

(1) 実施予定日：令和6年5月21日（火）予定

(2) 実施方法

ア WEB（Webex又はZoom）により行います。

イ 提案時間は30分程度の予定です。

ウ 当日使用できる資料は、事前に提出された提案書のみとします。

※詳細については、個別に調整します。

#### 10 評価の項目と観点

提案書等の審査における評価項目及び観点は、次のとおりです。

項目	観点
業務全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨、目的を十分理解しているか。</li> <li>・人員配置及び研修体制など事業実施体制は万全か。</li> <li>・過去5年間において、他自治体等において柔道整復分野での実績は十分か。</li> </ul>
具体的業務内容	<p><b>【申請書の内容点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検後の処理も含め、点検方法は適切かつ効率的なものとなっているか。</li> </ul> <p><b>【施術内容照会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会文書の回答率を高める工夫がなされているか。</li> <li>・被保険者及び施術所からの問い合わせへの対応は適切かつ十分な体制となっているか。</li> </ul> <p><b>【申請書等の画像データ化等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画像データの検索・抽出は容易に行えるか。</li> <li>・申請書の内容点検や施術内容照会の実施に効果的に活用できるものとなっているか。</li> <li>・次年度の点検業務を他の業者が行う際、データの引き継ぎは可能か。</li> </ul> <p><b>【取組姿勢】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自のアイデアや提案が見られるか。</li> <li>・具体的な目標を提示しているか。点検効果を分析し、改善していく姿勢は見られるか。</li> </ul>
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報管理体制が具体的に記載され、情報漏えいの防止対策が確立されているか。</li> <li>・データの授受及び運搬方法は、個人情報に配慮した妥当な方法となっているか。</li> </ul>
見積価格	価格評価

## 11 事業者の選定方法及び結果の通知

- (1) 提案書等の書類審査及びヒアリング内容を、上記10に沿って採点し、受託候補者を選定します。なお、審査は非公開とします。
- (2) 選定終了後、選定結果を全ての提案者に通知します。  
 なお、選定結果について、一切の異議申し立てはできないものとします。  
 また、電話による問い合わせ、選考過程等の内容についても回答できません。
- (3) 提案事業者が1者のみの場合でも、評価対象とし、選考において審査委員の平均点が満点の6割以上を獲得した場合には、受託候補者として選定します。

## 12 選定結果の公開

委託業者の決定後、高松市公式ホームページ「もっと高松」内の国保・高齢者医療課のページ上において、事業者名を公開します。なお、その他の事業者に関する情報は公開しません。

## 13 契約の締結等

- (1) 上記9～11により選定した者を契約の相手方として、契約締結の交渉を行います。
- (2) 契約内容は、本要領及び提案書等に基づいて改めて協議を行い、最終的な業務内容をまとめた上、契約の締結を行います。
- (3) 順位1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と交渉を行います。

## 14 その他留意事項

- (1) 提案等の作成・提出に係る費用は、全て提出者の負担とします。
- (2) 参加申込書、提案書その他書類を郵送により提出する場合は、事故を避けるため、書留郵便その他の事業者において配達の様子が確認できる方法により提出すること。
- (3) 提出後の提出書類の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合には、参加の資格を無効とします。
- (5) 他人に著作権があるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、高松市に報告してください。
- (6) 提出された提案書等一切の書類は、返却いたしません。
- (7) 提出された参加申込書及び提案書等は、提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (8) 提出書類等は、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合、公表することがあります。
- (9) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正または不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

- |                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為</li><li>(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為</li><li>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為</li><li>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</li><li>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(10) 不当要求行為の排除

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や該当不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/index.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html))

(11) 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(12) 公正な職務の執行の確保

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：

naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内  
高松市公正職務審査会)。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。